

弘前市立百石町展示館ねずみ・害虫等駆除業務仕様書

弘前市立百石町展示館（弘前市大字百石町3番地2）のねずみ・害虫等駆除業務は、この仕様書に定めるところのほか、建築物における衛生的環境の確保に関する法律及びその他の関係法規に準じて実施するものとする。

1. 業務対象及び防除面積

弘前市立百石町展示館の建物全館 計779㎡

2. 業務内容

- (1) 上述の業務対象について、「総合的有害生物管理（IPM）」の手法を参考に駆除を実施することを基本とする。
- (2) 業務の範囲は、ねずみ、害虫等の発生場所、生息場所及び侵入経路並びにこれらによる被害の状況を調査し、当該調査の結果に基づき、建築物全体について効果的な作業計画を策定し、適切な方法により、防除・駆除業務を行うこと。

3. 生息実態調査

的確に発生の実態を把握するため、生息密度法に基づき、生息実態調査を実施すること。

4. 標準的目標の維持

次の目標水準を設定して対策を行い、実施後に行う評価において「許容水準」が満足された状態の維持に努めること。

(1) 許容水準

「環境衛生上良好な状態」を維持するため、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則により、6ヶ月に1度、発生の見られる場所では、2ヶ月以内に1度以上、定期的な調査を継続すること。

(2) 警戒水準

「放置すると今後、問題になる可能性がある状況」

①警戒水準に該当する区域が確認された場合は、発注者に対しその区域の整理、整頓、清掃など環境整備について助言するものとし、発生頻度の高い場所では、発注者の了解を得て、人への健康被害の影響がないことを確認したうえで、要所に掲示し、毒餌などを中心に薬剤処理を行うこと。

②許容水準をクリアしているにもかかわらず、複数の発生が確認された場所では、環境の悪化が懸念されるため、発注者に対し清掃等を中心とした環境整備について助言すること。

(3) 措置水準

「ねずみや害虫の発生を目撃することが多く、すぐに防除作業が必要な状況」と判断した場合は、発生源や当該区域に対して環境改善対策を実施すると同時に、薬剤や器具を使った防除及び駆除作業を実施すること。

5. 有効かつ適切な防除及び駆除手法の組み合わせによる実施

- (1) 環境整備を含めた発生源対策、侵入防止対策を行うこと。
- (2) 環境整備等について、発生を予防するという観点から実施すること。
- (3) 区域の状況に応じて、薬剤やトラップの利用、侵入場所の閉鎖等適切な手法を組み合わせで実施すること。

6. 対策の評価、報告

対策の結果について、「総合的有害生物管理（IPM）」の基本理念に基づき、有害生物の密度と防除効果等の観点から、実施した内容、効果について、標準的目標水準に則して評価を実施し、その結果を発注者に報告すること。

7. 使用薬剤及び散布頻度

(1) ねずみ等の防除及び駆除のため、殺鼠剤又は殺虫剤を使用する場合は、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」の規定による承認を受けた医薬品及び医薬部外品を用いること。

(2) 薬剤の散布頻度については、ねずみ等の薬品への耐性を考慮し、その使用場所、使用量、使用回数について必要最小限にとどめること。

8. 業務報告

受注者は、業務を実施した後、業務報告書を発注者に提出すること。

9. 環境配慮への協力

受注者は業務を実施するにあたり、市が実施する環境保全活動に係る取り組みに対して、可能な限り協力すること。

10. その他

当該業務に関して疑義が生じた場合は、その対処方法等について発注者と協議のうえ、決定する。